

前近代ベトナム女性の財産権と祭祀財産相続

— 忌田を中心に —

宮 沢 千 尋 *

Women's Property Rights and Inheritance of Property for Ancestor Worship in Pre-Modern Vietnam: Focusing on Anniversary Rice Fields (*Kỵ Điền*)

MIYAZAWA Chihiro*

While the property rights of men and women have been the cause of disputes in pre-modern Vietnam, many scholars have paid attention only to the quantity of land divided between men and women. Of the property for ancestor worship, scholars have paid attention only to 'fire and incense' (*huong hóa*), a kind of property for ancestor worship inherited by mainly men. To better understand women's status in Vietnamese society much, this article examines the inheritance of another kind of property for ancestor worship — anniversary rice fields (*kỵ điền*) — and women's role in ancestor worship. In pre-modern Vietnam, daughters sometimes received equal rights of ownership or cultivation of anniversary rice fields as sons. In exchange for receiving anniversary rice fields, daughters had duties to worship their ancestors. Parents sometimes stipulated in testaments that both sons and daughters should fulfill the duty of ancestor worship equally and forever. Even after marrying out, daughters continued to fulfill their duties of worship with their husband and children or grand-children. In some cases, children and grand-children inherited their mother's anniversary rice fields in order to continue to worship their mother's ancestors, contrary to the Confucian patrilineal norm. From the anthropological point of view, this phenomenon also represents an ancestor-centered kinship idea similar to cognatic stock, rather than an ego-centered idea such as kindred.

本稿は、祭祀財産の相続からみたベトナム女性の財産権に関する考察である。ベトナム女性の財産権に関して、主に王朝時代（ベトナムの独立王朝は10世紀半ばから1945年まで）の成文法の検討から、男女均分相続規範の存在と、中国と比べてベトナム女性の地位が高いことがいわれてきた。ベトナムは中国の儒教の影響を受け、律令制や科挙を取り入れ、家族・

* 南山大学人文学部, Faculty of Humanities, Nanzan University
2015年9月8日受付, 2015年12月4日受理

親族制度も中国のそれを模倣してきた。すなわち、父系血縁親族集団である族 (*tộc*, ベトナム語ではホ (*họ*) またはゾンホ (*dòng họ*)) が存在し [末成 1995: 41, 1999: 39], ある程度の規模を超えると複数の分枝 (カイン=*cánh*, 書き言葉では「支」=*chi*) に分かれる [末成 1999: 40]。ゾンホは、文化人類学では中国の父系親族集団と同様、リニージに相当する [末成 1995: 41] と考えられる。ゾンホは外婚制を取り、儒教の原則として姓を同じくして血縁関係になるゾンホの構成員 (内族=*nội tộc*) どうしでは結婚できない。これが「同姓不婚」の原則である [瀬川 2004: 95-96]。女性は婚姻によって改姓することではなく、夫婦の間に生まれた子は父方 (夫方) の姓を名乗るのが普通である。夫や子にとって、姓を異にする妻・母のゾンホの構成員は外族 (*ngoại tộc*) である。ただし、ベトナムの親族原理は完全に中国と同じであるといえない。同姓不婚の原則は、村内婚規範を優先させるために守られないことがある [末成 1998: 309-311]。父方キンドレッドなど、父系以外の原理が父系原理と共存するとの指摘もある [末成 1995; Miyazawa 2016: 57-80]。

ベトナム女性の地位が高いのもそうした理由に求められており、東南アジア的な双系制であるからとされてきた (研究史についてはチャン・ニユン・トゥエット [Tran 2006, 2008], 宮沢 [Miyazawa 2016: 57-61] を参照)。

これに対し、近年ではチャン・ニユン・トゥエットがベトナムにおける男女均分相続規範の存在に対し、否定的な見解を提出している [Tran 2006, 2008]。筆者は前稿において、チャンの均分相続規範否定説に反論した [Miyazawa 2016]。また同時に、女性の地位の考察にあたっては、各相続人が継承する男女の持ち分の均等を議論するだけではなく、財産分割に付随する祖先祭祀上の義務を考察することが必要であることを指摘した。しかし、前稿はチャンに反論することに重点が置かれ、女性の祖先祭祀上の地位やその役割について十分な考察ができなかった。また従来、ベトナムの祭祀財産¹⁾は黎朝時代の『国朝刑律』などの法典に表れる「香火」の研究に重点が置かれ、香火以外の祭祀財産 (忌田など) に関する研究はほとんどなされてこなかったが、筆者も前稿においては、忌田の存在を指摘し、その重要性を簡潔に紹介したにすぎなかった。

こうした点を反省し、本稿では最初にフランス植民地当局がおこなったベトナム北部の慣習調査『トンキンのアンナン人の家族、相続、祭祀財産に関する慣習についてのアンナン法諮問委員会答申』²⁾ (以下「慣習調査」と呼ぶ) やその他の先行研究を参照して、香火と忌田の違いを明らかにするところから始めたい。このフランス植民地当局の「慣習調査」は、1931年施行のいわゆるトンキン民法 (『北圻民律』) 編纂のための予備調査であり、1930年に出版さ

1) 「祭祀財産」とは、日本の民法で祖先を祀るための財産の総称として用いられる語である [高橋 1986: 835]。

2) Protectorat du Tonkin. 1930. *Recueil des Avis du Comité consultatif de Jurisprudence Annamite sur les coutumes des Annamites du Tonkin en matière de famille, de succession et de biens culturels*. Hanoi: Imprimerie Trung-Bac Tân-Van.

れた。

アジア・太平洋戦中に仏領インドシナを訪れてこの「慣習調査」を入手し、翻訳・紹介をおこなった福井勇二郎は、「調査がどういう方式でおこなわれたかは定かではない。恐らくまず委員会自体³⁾が特定の諮問事項を選定し、それぞれについて委員各自の答申を求めた上で、更に委員会の審議を経て個々の答申を整理総合し、その結果をば委員会の答申として整理発表したもの」で、「この種の調査に決定的な影響を与える諮問事項の選定に関しては、仏人委員の意向が主動的であつたろうし、委員各自の答申を委員会の答申にまとめあげるにあたってもモルシェ委員長の推敲が多分に施された」と推定する [福井 1946: 568-569]。ゆえに、福井は「この調査報告を以て安南人旧慣の実態をありのままに伝えたとなすことは姑く差控えるべきであろう」とする。⁴⁾ このような「慣習調査」に対しては、「仏人学者のうちにも諮問の態様が余りにも西欧法的色彩を帯びていると批評している向きもある」が、「この程度の『仏蘭西化』のせいで本報告の価値を否定し去るのは、また行き過ぎである」と、福井は評価するのである [福井 1946: 568]。フィールドワークや統計的に基づく調査ではなく、信頼性と代表性の点で問題なしとしなが、1920 年代のベトナムの家族に関する一定の知見を得ることができる。

次に、財産分割文書を検討し、女性への祭祀財産の分割や実際の祖先祭祀活動の実態、また財産分割や祭祀活動における外族（娘の夫とその間に生まれた子）の役割の重要性について述べる。最後に中国や朝鮮、フィリピンやアフリカに関する人類学的、歴史学的先行研究を参照し、ベトナム女性の地位やベトナムの家族・親族研究の課題と展望について述べる。

1. ベトナムの祖先祭祀田

1.1 香火 (*huong hỏa*)⁵⁾

「香」は線香、「火」はろうそくの意である。デュランらは、「祖先祭祀を威厳をもっておこなうために、族 (clan) の世襲財産のなかに、香火と呼ばれる部分を保持する。香火は祭祀相続人 (l'héritier cultuel) が用益権をもつ」とする [Durand et Huard 1954: 99]。またドゥルスタルは、香火とは、その収入が祖先の祭壇に捧げる線香やろうそくなどの支出を維持するもの、すなわち、祭祀への支出や墓の維持に供せられるものであるとする [Deloustal 1911: 50]。また、「慣習調査」は香火を以下のように定義する。

3) 委員会は、ハノイ控訴委員長モルシェ他フランス人の法律専門家や植民地行政官と、ベトナム人の裁判官や判事、官僚（ベトナム人場合は各省の巡撫や総督経験者やフランス式裁判所の判事など）、グエン・ヴァン・ヴィン (Nguyễn Văn Vinh) やファム・クイン (Phạm Quỳnh) らの親フランス知識人から成っていた [福井 1946: 568]。

4) 引用にあたっては、原文の仮名遣いや漢字の字体を改めた。以下同様。

5) 香火は主に田土である。田の場合もベトナム語では、香火田は *huong hỏa* と呼ばれ、田を意味する *điền* をつけないのが普通なので、本論文では香火田の場合も香火と記述する。

香火は、香火を設立した彼または彼女、その配偶者、そして指定された（相続人）自身が祭祀相続人である父方親族に与えられた不動産の総体である。ことわざがいうには「香火を食べる (*ăn hương hỏa*)」。なぜなら、香火の受益者は祭礼の支出には用いられない収入を享受するから、香火は忌田と混同されてはならない。香火はその（相続人）自身、その配偶者、その父系親族のために設立される。香火は一年中を通してさまざまな儀礼に充てられており、祭祀相続人にのみ委ねられている。

「慣習調査」によれば、香火はそこからの収入すべてが祖先祭祀の費用として使われたわけではなかったようなので、家長の地位を継承する者へ、その生存や地位と家産を維持するために与えられた財産とみるべきであろう。

香火が委ねられる祭祀相続人について「慣習調査」は、「香火の受益者は祭祀相続人であることを要件とする」[Protectorat du Tonkin 1930: 164 Q299] とし、祭祀相続人には、(1) 自然相続人 (*l'héritier naturel*)、すなわち死亡した者の嫡子（嫡子がいない場合には嫡孫）、(2) 指定相続人 (*l'héritier institué*) = 承嗣 (*thừa tự*)、立嗣 (*lập tự*) によって指定された者、の 2 種類があるとする [Protectorat du Tonkin 1930: 51 Q86]。

黎朝時代 (1428-1789) の『国朝刑律』⁶⁾ によれば、香火は「遺言無く両親が死んだ場合、遺産の 1/20 を香火として長男に与え、残りは衆子で均分する」と規定されている (388 条) [Nguyễn and Tạ 1987: vol. I 203]。⁷⁾ これを男女均分相続を定めた規定と解釈するのが一般的である。また、391 条では、「香火の管理は長男に委ねられるが、長男がいない場合には、長女に委ねられる。香火は相続される不動産全体の 1/20 である」[Nguyễn and Tạ 1987: vol. I 204] としている。この規定は 1517 年に定められた [Nguyễn and Tạ 1987: vol. I 204]。『国朝刑律』では、香火継承の優先順位は、長男→長女となっている。しかし、『洪徳善政書』では光紹二年例 (1517) において、「香火の管理は長男や長孫を用いる。長男が無ければ、次男や末息子の男子男孫を用い、それらが無ければ長女を用いる。(相続財産の) 1/20 を香火とする」[Nguyễn-Sĩ-Giác và Vũ-Văn-Mẫu 1959: 16] としながら、⁸⁾ 一方では「香火の管理は、長男が無ければ長女を用いて祭祀させる。給養一世、すなわち (長女の死後は) 宗人 (一族の者) に還して管理させることは例の如し」[Nguyễn-Sĩ-Giác và Vũ-Văn-Mẫu 1959: 42] ともされ、

6) 『国朝刑律』編纂の過程は複雑である。まず黎の太祖期 (1428-1432) に編纂され [八尾 2013: 49]、その後、仁宗期 (1442-1459) の条文である「始増田産章」が莫朝期 (1527-1677?) 以前に『国朝刑律』に加えられた [八尾 2013: 53, 58]。さらに聖宗期 (1460-1497) の条文である「増補香火令」、時代は不明だが「増補香火令」より後のものと思われる「増補参酌校定香火」が加えられ [八尾 2013: 53]、最終的に成立したのは 16 世紀であるという [八尾 2010: 219]。

7) この規定は 1462 年に定められた [Nguyễn and Tạ 1987: vol. I 203]。

8) [原文]「一、監守香火、用長男長孫、無長男、則用次男季男之男子男、無者、則用長女、其田土聽取二十分之一為香火」。

長女と次男のどちらが優先されるのか判然としない。グエンとタは『国朝刑律』の他の条文を参照しながら、香火継承の優先順位は、(1) 正室の長男（嫡子）→長孫→それが不可能であれば正室の次男→正室でない妻の有徳の男子→父方の孫、(2) 上述の男子がいない場合は長女、(3) 同じ宗族から祭祀のために養取した養子の順であるとする [Nguyễn and Tạ 1987: vol. II 222].

いずれにせよ、祭祀相続人になることができる男子がいれば、香火を女子が相続する可能性は無い。

一方、『慣習調査』では解釈が異なっている。香火の相続ルールは女子の相続を原則的に禁じているとしながら、まず Q299 において祭祀相続人になることができる優先順位を以下のように述べる [Protectorat du Tonkin 1930: 164Q 299].

- (1) 配偶者（正室）の長男、それがいない場合にはその長男（嫡孫）。
- (2) 長男の支（branche ainée）⁹⁾ の男性子孫がいない場合には、配偶者の次男。
- (3) 次男と次男の直系男性子孫がいない場合には、配偶者の三男。
- (4) 配偶者の男子がいない場合には、次妻の年長の息子（le fils de plus âgé des femmes de deuxième rang）¹⁰⁾ か、まれに最高位の次妻の長男（fils aîné de première femme de deuxième rang）。
- (5) 次妻の男子がいない場合は直系の兄弟の長男。直系の長男が死亡している場合は、その息子か孫息子。甥に子が無い場合は、その直系の兄弟。
- (6) 甥も、孫の世代の甥もいない場合には、死者が祭祀相続人であれば宗族の成員によって祭祀相続人を指定する義務があるが、死者が祭祀相続人でない場合は、祭祀相続人を指定するか否かは全く自由である。ただし、指定する場合は、同姓で祖先を同じくする者を選び、その優先順位は法の規定を遵守しなければならない。

以上が「慣習調査」による祭祀相続人の優先順位である。「慣習調査」は、あくまで諮問委員の合議による回答であって、実例を統計的に分析した結果ではなく、ベトナム人官僚や知識人の規範意識の反映にすぎないが、ここでは祭祀相続人に女性、特に娘が選ばれる可能性は全くないことが興味ぶかい。

それでは、娘は全く香火を享受することはできないのであろうか？ Q301 は「法が祭祀をおこなうのに不適格と判断しているので、娘は香火の受益者ではない」とする。この場合の法

9) 「慣習調査」は、「年齢にかかわらず、配偶者の子は、次妻（femmes de deuxième rang. 注 10）参照）から生まれた子よりも常に年長とみなされる」とする [Protectorat du Tonkin 1930: 164 Q299].

10) 次妻とは、側室や妾を指していると思われる。訳語は福井 [1946] に従った。

とは、『国朝刑律』の男女均分規定を否定した阮朝の『皇越律例』[宮沢 1996: 81]を指しているのであろう。しかし同時に、例外も指摘している。ひとつは、「死者自身と父母の香火については生存配偶者が、生存配偶者がいない場合は娘が、祭祀相続人が選ばれるまで、香火を管理することがある」[Protectorat du Tonkin 1930: 165]という。さらに、「こんにち、娘を香火の受益者に指定する強い傾向がある。この意見を支持する人々は、黎朝の法典に認められたアンナンの古い慣習では、娘は息子がいない場合に祭祀相続人であり、ゆえに香火を享受すると主張する。彼らの意見は、娘は男性と全く同様に供養をおこなうというものである。慣習は変わり、法も変わらねばならないというのだ。父親に祭祀相続人を自由に選ばせなければならない」[Protectorat du Tonkin 1930: 165-166]と、1920年代のトンキン（ベトナム北部）では、女性が香火の受益者になることを許容する意見が強まっていることを指摘している。また意見だけでなく、「実際に多くの娘が彼女たちの親族の祭祀をおこない、しばしば男性よりも正確で宗教的である」[Protectorat du Tonkin 1930: 166]とも述べている。しかし一方で、「これに反対する意見もあり、2つの意見の間で妥協が図られる」という。それは、(1) 死者が直系の支の長男 (l'ainé fils de la branche directe=長男の家族の意?) で、その結果として祭祀相続人である場合は、男性の祭祀相続人を指名しなければならない、(2) 死者が祭祀義務をもたない場合、その死者に対する祭祀のために、祭祀相続人を選ぶ義務はない。香火の受益者に娘を選ぶのは自由である [Protectorat du Tonkin 1930: 166]。

また、「慣習調査」は、5代以上経過した香火の管理形態について、集团的に祀る地方と祭祀相続人が単独で管理する地方があることを述べている [Protectorat du Tonkin 1930: 177-178 Q321] が、これには異論もある。ドゥルスタル [Deloustal 1911: 62-64] と、その記述を引用したマクアレヴィー [McAleavy 1958: 618-619] は男子による集団管理の事例を挙げている。

以上、香火の定義を紹介し、香火の相続に関する優先順位や女性、特に娘の相続の可否について先行研究をレビューした。それは(1)『国朝刑律』や『洪徳善政書』の記述から、娘は長男、または男子がいない場合に香火を相続できる。(2) 1920年代のトンキンでは、娘は祭祀相続人でない死者のために設定された香火であれば、男子よりも優先的にその受益者になることが可能になった、というものである。しかし、これらの先行研究は実際に個別の相続事例を検討して得られた結論ではない。19世紀から20世紀初頭の実際の事例を検討してみると、男子を差し置いて女性が香火の相続をした事例を筆者は未だ知らない。母を通じて、オジ、オバの香火を相続した事例でも、母から香火を相続したのは息子のみで、娘は母から生前贈与された田（香火ではない）は兄や弟とほぼ平等に相続しているが、母のキョウダイの香火は相続していない [Miyazawa 2016: 64-65]。少なくとも20世紀初頭までは、男子がいない場合にのみ、女子に香火の相続が許されるのが普通だったのではないか。しかし事例を検討していないので断言はできず、今後の課題としたい。

1.2 忌田 (*kỵ điền*)

ドゥルスタルや、デュランら、グエンとタは、忌田を香火の一種とする。ドゥルスタルは忌田とは香火のなかで、特に祭祀に充てられる財産をいうのだとする。また、忌田はまれに祭田 (*tế điền*) と呼ばれる [Deloustal 1911: 50]。デュランらも、忌田とは香火のなかで特に忌日を祀る目的のもののだとする [Durand et Huard 1954: 99]。確かに、香火田と忌田に法的で厳密な定義があるわけではなく、その機能が重複している部分はあるだろう。しかし「慣習調査」は、前述のとおり香火と忌田を混同すべきでないとし、以下のように説明する。

忌田はさらに男の後継ぎを残さずに死んだ設立者の祭祀のために与えられている。もっぱら設立者の忌日、もしくは設立者によって指名された死者の忌日祭祀に充てられる。設立者の意志に従って、親族の複数のメンバーにより順番に、または集団で管理されることがありうる。(中略) 死者がより裕福で、祭祀のために継続して他の財産を取得するなら、まず祠堂、次に香火田であり、もし相続財産 (succession) が豊富なら、その収入が忌日祭祀に支出される忌田、またはさらに祭祀道具を購入しなければならない禱田 (*mã điền*) を追加する。相続財産がより豊富であれば、特別な用途のために他の祭祀財産を創設する。多くの嘱書において、祠堂とその付属物が香火と同様に祭祀相続人への寄託を決定した後に、立嘱者は忌日の管理を複数の相続人に分けなす。忌日の管理は非祭祀相続人や娘によって担われる。田舎の人々はしばしば香火と忌田を区別する [Protectorat du Tonkin 1930: 153-154 Q278]。

また、以下のような記述もある。

忌田は、その設立者自身、または任意の家族の成員をその忌日に祭するという目的で設立される稲田である。忌田は年長の親族 (*grande parenté*)、または家族の 1 つの支に託される。法的にはその管理は 1 人の受益者に帰属するのではなく、忌田が託された家族の集団のすべての成員に順番 (*luân phiên* = 漢字で「輪番」) に託される。

忌田は贈与することはできない。しかし、忌田を寄託された家族の集団が同意すれば、売買や交換が可能である。祭祀義務不履行の場合は、忌田設立者の家族は、忌田の管理 (担当者) から不真面目な親族を排除することができる [Protectorat du Tonkin 1930: 179 Q323]。

さらに、香火との違いについての興味深い記述がある。Q292 において、「母方親族のために香火は設立できるか？」という問いに対しての答えは、「一般的に、母方親族のために香火は設定できないが、母方親族の祭祀には忌田が設定されるのが常である」とされている [Protectorat du Tonkin 1930: 160]。

以上、先行研究における忌田の定義についてみた。その特徴は以下のようになれるだろう。

- (1) 香火とその機能が重複する部分はあるが、区別して考えられるべきである。
- (2) 忌日祭祀に充てられる田である。
- (3) その管理は、親族が集団で、或いは輪番でおこなわれることがある。
- (4) 忌田の管理者は香火と異なり、非祭祀相続人や娘である。
- (5) 忌田は贈与不可能であるが、寄託された家族集団が同意すれば売買や交換が可能である。
- (6) 寄託された者が祭祀義務を履行しなかった場合は、忌田の管理者から排除される。
- (7) 香火と異なり、母方親族の忌日祭祀のために忌田が設定される慣習がある。

以上、祭祀財産として、香火に比べて従来あまり検討されてこなかった忌田に注目し、先行研究からその特徴をみた。その際、香火についても先行研究を整理し、忌田との比較を試みた。しかし、これらは実際の事例に基づいたものではない。以下に事例に基づき、忌田など祖先祭祀を目的とする財産相続と祖先祭祀のあり方について検討することとしたい。

2. 事 例 研 究

以下では、ベトナムの文書館や村落の地方文書として残されている、漢文で書かれた「嘱書 (*chúc thư*)」、「家譜 (*gia phả*)」、「交書 (*giao thư*)」を分析する。

「嘱書」は遺産相続文書である。『国朝刑律』390条は「父母は自らが老境にあると感じたら、嘱書を作るべきである」と規定し [Nguyễn and Tạ 1987: 196]、366条は「官や村の老人に遺志の証人となることを依頼せずに嘱書を作成した者は鞭80丈、事の重大性に応じて罰金を科す」と規定する [Nguyễn and Tạ 1987: 204]。立嘱者と財産分割を受ける者は署名か指紋を押す (点指)。ベトナムでは女性も嘱書を立てることができる。一族の長老や村の現役または退職した官吏、長老も署名する [Miyazawa 2016: 62, 65]。

「家譜」は中国、朝鮮、琉球にも存在し、「族譜」と呼ばれるのが一般的である。「族譜」は、一族共通の始祖から子孫への系譜的つながりを明らかにし、また子孫どうしが始祖を介した系譜的紐帯を確認することが、その主要な目的である [末成 1995: 1]。一方、ベトナムの「家譜」は中国、朝鮮、琉球と比較すると形式や内容に一定性が無く多様である [末成 1995: 8-10]。本稿との関連についてのみ特徴を記すと、(1) 高高祖父、高祖父、曾祖父、祖父、父の記述があり、妻も併記され、子については娘の記事もあり、男女を分けないで併記する、(2) 妻方、母方の祖先についても記されている、(3) 伯父、叔父、父方のイトコ、婆姑 (*bà cô*, 未婚の父系女子成員で夭折した者、出戻り女子を含むこともある)、翁猛 (*ông mãnh*, 未

婚の父系男子成員で夭折した者)など、直系祖先以外の名や忌日を記す、(4) 自己中心世代タイプの「家譜」が存在する、(5) 忌日祭祀が重要で、祖先の忌祭を祖先に分担させることについての記述がある、などである[末成1995: 5, 8-21].

「交書」は、財産分割文書である。「嘱書」との違いは、後述する事例3の『范族交書』にみられるように、遺言で財産を残した祖先自身が立てるのではない点にあると思われる。

事例1:『范氏家譜』

ここでは、財産相続と引き換えに、婚出した女性が、生家の祖先祭祀に責任を負う事例を紹介する。末成[1995: 17-20]は、祖先の忌日祭祀を男性子孫に分配する事例を紹介している。また、既に述べたように「慣習調査」では、5代以上経過した祖先の香火は輪番で管理される地方があると述べられている。しかし、5代を経過しなくても祖先祭祀責任が財産分割と引き換えに、女性を含む子孫に分配される事例をここに示す。ハノイ国家大学ベトナム研究及び文化交流センターの「ベトナム家譜研究プログラム」が2003年に作成したCD-ROM「ハノイ、トゥリエム県東鄂社のゾンホの家譜」¹¹⁾所収の『范氏家譜』にみられる事例である。

この家譜は表紙にA.1833という漢文チュノム院の分類番号があり、漢文チュノム院の所蔵カタログ[Viện Nghiên Cứu Hán Nôm và Trường Viễn Đông Bác Cổ Pháp 1993: 528]でも、この家譜が漢文チュノム院に所蔵されていることが確認できる。同カタログの解説には、この家譜が何年に書かれたかという情報はない。同カタログが、『范氏家譜』の著者を范福基とするのは誤りである。東鄂社の范族甲一支の第5代茂林郎公謹慎の子である福支以下の系譜が書かれており、¹²⁾内容的には第7代の范福基が書いた始祖に関する記述と、後述するように各時代の文書を再筆写して挿入しながら、1830年代初頭までの系譜が記されている(最も新しい忌日の年号は明命十二[1831]年)。

検討する事例は、景盛二(1794)年二月二十一日付の財産分割文書の一部とみられる記述である[『范氏家譜』12a-16b]。「廣威府同知府¹³⁾ 聰忠子(子爵の称号)¹⁴⁾ 范惟聰と妻阮氏柔は家、田土、池を衆子に均しく三分して遺し、生活を営ませ、忌臘各節を祀らせる」¹⁵⁾として、3人の子、范允謹(長男、1754年生)、范氏念(娘、1756年生)、范廷旺(息子、1759年生)に

11) *Gia Phả Các Dòng Họ ở Đông Ngạc. Từ Liêm-Hà Nội*. 2003. このCD-ROMは編者のひとりである岡田雅志先生からいただいたものです。深く感謝いたします。

12) ただし、事例2と事例3で検討する范嘉安や范嘉宇との系譜関係が明らかでない。范嘉安や范嘉宇は、5代茂林郎公の子、6代福賢の子孫であるという[『東鄂范族譜』5aなど]。一方『范氏家譜』では、福支は福賢の兄弟とされているが、范嘉安、范嘉宇側の族譜に福支に関する記述はみられない。筆者は今のところ、どちらの記述が正しいのか判断する情報をもっていない。

13) 王朝時代の行政単位は上位のものから順に、省一府一県一総一社である。

14) 査読者の先生の御教示による。感謝いたします。

15) 「景盛二年二月二十一日、廣威府同知府聰忠子范惟聰妻阮氏柔、將遺家下田池均分衆子三分耕居生理忌臘各節」[『范氏家譜』12a-12b].

表1 『范氏家譜』にみる范惟聰・妻阮氏柔の財産分与

子	土地 家居	池	土分	旧留香火	本社田	古納社田	計
范允謹	1	1		1 高 2 尺	計 5 高 8 尺	計 5 高 3 尺	1 畝 1 高 13 尺 + α
范氏念		1 1 (古納社)	1 (1 高 7 尺)		計 5 高 6 尺	計 5 高 5 尺	1 畝 2 高 3 尺 + α
范廷旺		1	1 (面積不記載)		計 5 高 5 尺	計 5 高 7 尺 5 寸	1 畝 0 高 12 尺 5 寸 + α

出所：『范氏家譜』より作成。

均分し、祖先の忌日祭祀を分担させたものである。ただし、3子は阮氏柔の実子ではなく、実母は継正室である阮氏恭である。¹⁶⁾

表1に示したように、長男允謹は、他の2子には分割されなかった住居と1サオ2トゥオックの香火田を相続している。¹⁷⁾ 一方、氏念と廷旺には、長男に分割されなかった土分が与えられている。范氏念は1サオ7トゥオック、范廷旺は池と連なる土地が与えられているが面積は記されていない。田については、東鄂社と近隣の古納社内田が3子に分割されているが、3子それぞれに分割された各社内の面積と2社の田の合計面積は、どちらもほぼ均等となっている。長男に与えられた家居と香火田の代わりに、范氏念と范廷旺には土分が与えられて、3子の均分が図られているのではないかと推測される（范廷旺に与えられた土分は池と連なった土地なので面積が書かれていないが、土分と池を合わせて范氏念に与えられた1サオ7トゥオックに相当すると考えられているのではないか）。なお、香火以外の不動産は忌田と呼ばれてはいない。これらの財産分割と引き換えに3子は、以下のように祖先の忌日祭祀を義務付けられている。なお、図1に3子の祖先祭祀分担を示した。

允謹（長男） 正月初四日 外祖妣本社全長范貴公継正室阮貴公慈柔儒人
 （系譜関係不明）¹⁸⁾
 三月十二日 外祖妣・阮氏徳（実母阮氏恭の実母）
 十月二十五日 外祖考・阮雅芳（実母阮氏恭の実父）

16) 『范氏家譜』6b-7b].

17) ベトナムでは面積の単位は以下のとおりである。1マウ（畝 *mẫu*）= 3,600 m²，1サオ（高 *sào*）= 360 m²，1トゥオック（尺 *thước*）= 24 m² [Viện Ngôn Ngữ Học 1994: 603, 818, 941].

18) 外祖妣であるから、范族に嫁入してきた女性の母であろうが、『范氏家譜』には相当する人物の記述がみられない。全長（村の有力者を指すのであろうか）范貴公も誰であるか不明である。この外祖妣が阮氏柔という名であれば、この財産分割文書を立てた妻と同姓同名であるが、本人が既に死亡しているのはおかしいし、外祖妣という記述も事実と合わない。

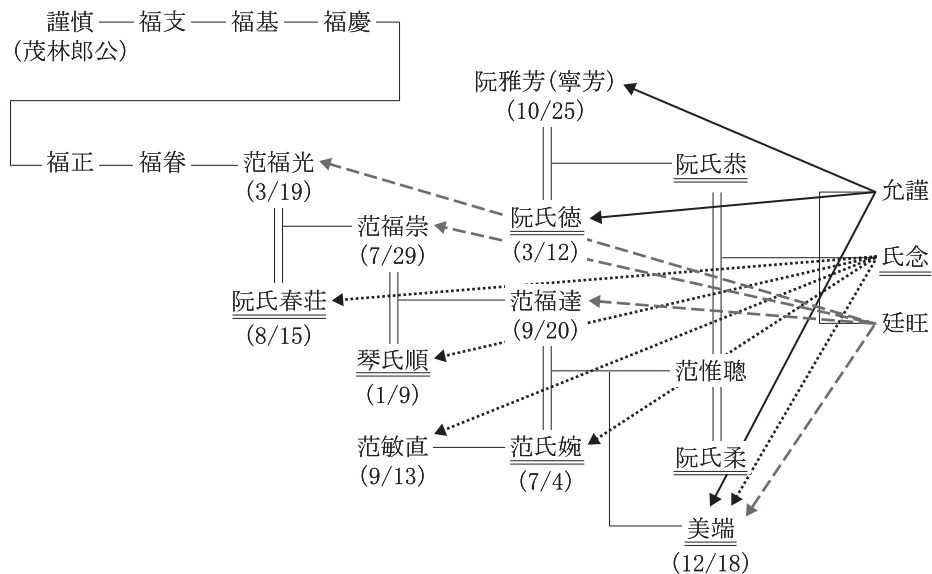


図 1 范惟聰・妻阮氏柔の定めた祭祀分配（1794 年）

注 1) →は祭祀の担当を示す。
注 2) カッコ内は忌日（月／日）。
注 3) 名前の下に を引いた者は女性。
注 4) 氏念による范敏直の祭祀は 1807 年に追加。
出所：『范氏家譜』より作成。

十二月十八日 范美端（父范惟聰の姉妹。3 子が共同で祭祀する）¹⁹⁾

氏念（娘） 正月初九日 内曾祖妣・琴氏順（曾祖父范福崇の正室）
七月初四日 内祖妣・范氏婉（祖父范福達の正室）
八月十五日 内高祖妣・阮氏春莊（高祖范福光の正室）
十二月十八日 范美端（上述）

廷旺 三月十九日 内高祖考・范福光（別名、福德。阮氏春莊の夫）
七月二十九日 内曾祖考・范福崇（琴氏順の夫）
九月二十日 内顯祖考・范福達（祖父。范氏婉の夫）
十二月十八日 范美端（上述）

19) 「一係通年十二月十八日臘節照給與三支，每支古錢三陌三十文」『范氏家譜』13b。また美端は阮克讓という人物を娶ったことも家譜の記述からわかる『范氏家譜』24b。この他に端午節と仲秋を 3 子が共同で祀ることが定められている『范氏家譜』13b, 15a, 16a。

また『范氏家譜』にはその後、祭祀の分担が代わった記述もある。丁卯年正月初四日（1807＝嘉隆5年。前述の允謹が祭祀分担を義務付けられた外祖妣の忌日）に際して、分担の交代が定められたものと思われる。新たな分担は以下のとおりである [『范氏家譜』17a]。

允謹（「甲分作忌」） 正月初四日（景盛二年と同様）外祖妣本社全長范貴公継正室阮貴公慈
柔儒人

三月十二日（景盛二年と同様）外祖妣・阮氏徳

九月二十日（景盛二年には廷旺の担当）内顯祖考・范福達

氏念（「乙女分作」） 正月初九日（景盛二年と同様）内曾祖妣・琴氏順

易九月十三日（景盛二年には無し）外顯考・范敏直

（景盛二年に氏念が祭祀を分担した范氏婉の実父。さらに
『范氏家譜』の割注 [5b] では「范廷旺作二盤」とある。）

七月初四日（景盛二年と同様）内祖妣・范氏婉

廷旺（「丙男分作」） 七月二十九日（景盛二年と同様）内曾祖考・范福崇

易十二月十八日（景盛二年には3子で共同祭祀）范美端

易十月二十五日（景盛二年には允謹の担当）外祖考・阮雅芳

以上の記述から、范惟聰の祭祀分担は以下のような特徴をもつことがわかる。

- (1) 財産分割の際に、長男に香火と住居を与えるが、娘と次男には香火と住居の分に相当する不動産を与えて全体の面積の均分を図っている。
- (2) 娘にも財産分割と引き換えに祖先祭祀分担の義務を負わせている。氏念は、父母が財産分割文書を立てた時には28歳であった。東鄂社の杜仲樞という人物と結婚し、2男2女を儲けたことが『范氏家譜』に記されている [『范氏家譜』9a]。この時点では既に婚出していたと考えるのが普通であろう。婚出した娘が実家の祖先祭祀を分担するのである。
- (3) 分割祭祀の対象になる祖先はegoから4代遡った父方親族、すなわち FGF, FGM, FGGF, FGGM, FGGGF, FGGGM, FZ 及び母方親族 MGF, MGM, GMF である。娘が祀るのは FGM, FGGM, FGGGM であり、後に GMF がつけ加わった。すべて女性か女性の男性祖先であることに特徴がある。
- (4) 祭祀の分担は固定的ではなく、子孫の死亡のためではない理由で代わっている。交代

の理由は明らかではない。

- (5)『范氏家譜』においては祖先祭祀分担義務を負う女性は氏念のみであり、例外的な事例であることが推察される。氏念が選ばれた理由のひとつには兄弟が 2 人しかいなかったことがあるだろうが、その他の理由をうかがわせる記述は家譜には無い。
- (6) 長男は香火を相続するが、直系の GF 以上の祖先をすべて祀るわけではなく、父方よりも母方（外祖）や、若死にしたか子が無いまま死亡したかもしれない女性を中心に祀る（美端はいわゆる婆姑であったかもしれない）。長男に分割された香火が個別具体的な祖先の祭祀のためのものであるとは考えられず、また祖先を集合的に祀ったものでもないかもしれない。香火が祭祀の対象としているのが誰なのかははっきりしないのである。5 代以上の祖先については分担が記されていないので、香火はこれらを祀るためのものと考えられていた可能性はあるが、それも家譜の記述からはうかがえない。
- (7) 允謹は「慣習調査」にいう祭祀相続人すなわち承嗣であるが、香火で父方の祖先を集合的に祀るわけではない。かといって輪番というわけでもなく、3 子の個々の責任において祀られる。

以上、財産分割と引き換えに、婚出した女子にも生家の祖先祭祀を義務付ける事例を分析した。事例は必ずしも研究者の分類に合致しないこともわかった。次に忌田分割に関する嘱書の事例を検討する。

事例 2：『東鄂社范嘉安嘱書』

東鄂社の范嘉安²⁰⁾が、嗣徳四年五月六日（1851 年）に立てた嘱書で忌田の輪番による耕作を定めた事例である。冒頭で立嘱に至った事情と不動産の概要を列記する。

懷徳府慈廉縣早春総東鄂社の范嘉安は自ら衰えと老いを感じ、死後の一切の家事を分けて遺囑し、子孫に分担させるために嘱書を立てる。私土一カ所と隣接する池一カ所の面積は一高七尺五寸五分である。本社居住区の罅巷内にある居宅一座は七間であり、祠堂として置き、合わせて祭堂一座は五間で、これらを用いて永世に奉祀せよ。本社の地分に私田が四十二畝十三尺、また本縣の古芮社園村、富演社、扶演社、喬村、幕舎社の五社村に合わせて二百七十畝六高十尺九寸二分あり、本社田の四十二畝三高？尺二寸のうち、三十畝三尺を忌田として置き、諸忌臘のために供す。十畝二尺寸は祈田として置き、諸祭のために供する。

20)『范氏世譜』東洋文庫所蔵マイクロ版（A.1197 の分類記号をもつ）164a に「廷儔第三男丁未年生」とあり、生年は 1787 年と考えられる『范氏世譜』164a]. 一方、CD-ROM 所収版（同じく A.1197 と表紙にある）は脱漏があるらしく、范嘉安についての記載がない。

また、別に小旺處に十尺七寸の墓田を置く。二百三十五畝五高十二尺二寸二分を子女に均等に七分割し、故嫡孫と次嫡孫にそれぞれを賜う。別に分書を書いて証拠として留める。すべてをおこなうにはちょうど良い時期である。それぞれの項目を詳らかに以下に計算する。遺下する土宅田産は積年、亡き正室潘氏とともに苦勞して得た物である。爾ら子女は各々を尊重して睦みあい、助け合って代々守り、祭祀を継承せよ。もし忌田を自分の利益のためにこっそり売ったり、忌臘の礼を欠いたら、不孝の罪に坐す。(囑書は)七本を分写して子孫に交し、それぞれ一本ずつ保持して証拠とする[『東鄂社范嘉安囑書』1b-2a. 以下、本節の引用史料は同じ].

[原文] 懷徳府慈廉縣早春總東鄂社，范嘉安，自念行年衰退老，凡身後一切家事所當分囑，俾子孫分承，遵爲此造立囑書，所有私土壹區，連池壹口，該壹高七尺五寸五分。在本社民居罅巷內，居宅壹座七間，置爲祠堂，并祭堂壹座五間，使之永世奉祀。並有私田在本社地分四十二畝十三尺，及本縣古芮社園村，富演社，扶演社，喬村，幕舍社，五社村，田共二百七十畝六高十尺九寸二分。茲將本社田四十二畝三高尺二寸，內三十畝三尺，置爲忌田，供諸忌臘十畝二尺寸，置爲祈田，供諸祭用。又別置墓田在小旺處十尺七寸，存二百三十五畝五高十二尺二寸二分，均分子女七分，及賜故嫡孫次嫡孫各欸，另有分書留照。所有合行事宜。遂欸詳計如左。這遺下土宅田産，係是積年同與故正室潘氏辛苦得之，爾子女各宜敦睦相保世守，以承祭祀。若盜賣忌田廢欠忌臘礼，坐以不孝之罪。其詞分寫七道，交與子孫各執壹道爲照。

このように范嘉安は、一般的に土地所有規模が零細な北部ベトナムにおいては例外的といえる大土地所有者であった。囑書は上記の財産を誰が相続・管理するか、その財産に基づいてどのように祖先祭祀をおこなうか、祭祀の対象になる祖先、忌日、祭祀規模、祭祀のやり方について定める。以下に概要を述べる。

- (1) 祠堂に長男の支が居住すること、祭堂は長男范光晟に与えて奉祀させ、もし壊れたり、雨漏りした場合には、それぞれの支の状況に応じて減額しながら、七支がともに協力して資金を拠出して修理する [2-b].

[原文] 一，祠堂壹座七間（中略），長支居住，并祭堂五間，並長子范光晟奉祠，倘壞漏，是年本祠堂二忌，量隋減殺，仍取粟錢七支，共全修理俾得永固（後略）。

- (2) 忌田は本社地の地分にあり、178ヵ所、33 マウ 3 トゥオックあるが、²¹⁾ 范氏脊、范光晟、范氏姪、范光酉、范光興、范光亮、故范光就の子范光彙に交して輪番で耕作（輪流耕

作) させる [4a].

[原文] 一, 忌田在本社地分, 壹百七十八所, 三十三畝三尺, 交與子女范氏眷, 范光晟, 范氏姪, 范光酉, 范光興, 范光亮, 及故范光就之子范光彙, 以次輪流耕作 [4a].

- (3) 忌田は甲乙に二分し, 兄弟姉妹が耕作する. 乙分は 15 マウである. 乙分は毎年モミを収穫し, 価格を計算して畝ごとに 15 貫, 錢にして計 225 貫のうち, 年 2 回の収穫の際の租税を除いたマウごとに 4 貫, 計錢 60 貫を忌臘各節に供し, それぞれ計算して証拠とする [4a].

[原文] 毎年二支, 均爲甲乙二分, 兄姊耕作, 弟妹耕作, 乙分毎分十五畝零, 遞年所得粟, 平價每畝十五貫, 共錢二百二十五貫, 内除二務租, 每畝錢四貫, 共錢六十貫, 存供忌臘各節, 照分遂歛後 [4a].

- (4) 甲分 15 マウ 2 トウオック 6 トンの収穫によって祀られる祖先は, 顯祖妣范氏 (正月二十五日), 外高祖阮公 (四月初三日), 外曾祖妣阮氏 (六月初七日), 外顯祖考阮公 (十月初九日), 外顯祖妣阮氏 (正月二十八日), 顯考范公 (二月初四日), 顯嫡妣阮氏 (三月二十四日), 范嘉安の死後の忌臘各節の祭祀も甲分から支出するが, 忌日の礼に関しては, 乙分からも半分を支出し, 「互相幫助」を示す. [4a-6a].

[原文] 内甲分供作忌臘各節, 並耕守忌田, 十五畝二尺六寸. 詳在下 (中略). 身後忌臘各節列左 (中略), 正日…忌礼照内本分供作半数, 乙分供作半数, 以示互相幫助 [4a-6a].

- (5) 乙分 15 マウ 4 トンで祀られる祖先は, 顯妣阮氏 (十一月十七日), 故正室潘氏 (八月十二日). この忌礼は乙分から半分, 甲分から半分を支出し, 「互相幫助」を示す. その他, 毎年の正旦, 入日, 端陽, 中秋, 臘日 (後述), 除夕も乙分からの支出で賄う. これらの祭礼は長男支が礼をおこない, 他の六支はその後ろで礼をする (「長支行禮, 六支後拝」) [6b-7b].

[原文] 内乙分供作忌臘各節, 並耕守忌田, 十五畝四寸詳在下 (中略). 顯妣阮氏忌拾壹月拾柒日 (中略). 故正室潘氏忌臘各節列左 (中略). 這忌礼照, 内本文供作半数, 甲分供作半数, 以示互相幫助.

一, 遞年, 正旦, 入日, 端陽, 中秋, 臘日, 除夕等節 (中略), 自入日至除夕, 凡五節, 毎節壹千, 以上等節, 長支行禮, 六支後拝 (後略) [6b-7b].

21) 実際に「交書」中にある地片数を足すと 180 ヲ所である.

- (6) 臘日は毎年十二月二十六日と定められ、七支から各一人が祠堂に集まってともに列先墳墓に行つて掃除をする。もしいずれかの支が墓の掃除に行かなかったら、忌日祭祀に遅滞して礼をおこなわなかったのと同じ罰に処す。礼をおこなう墓は、顯考范公墓、顯嫡妣阮氏墓である [7b].

[原文] 一，臘日，遞年，定以十二月二十六日辰牌，七支一人会在祠堂，同行省掃，列先墳墓，若某支不就省墓，示罰，如忌日遲延不同行礼之咎，已詳在下，某各礼列左，顯考范公墓在城翁富處，顯嫡妣阮氏墓在調旺處 [7b].

- (7) 考妣の忌日は本祠堂でおこなうが、もし某支が遅れたり、欠席した場合は状況に応じて礼をおこない、礼後に飲食をしてそれが終わったら、欠席した者に罰を与えてペンロウの実（芙留）30口、祠堂で謝罪の礼をすること30拝を科す。遅れて礼をしても恕さない。頑強に礼を拒む者は、官の処罰を経て態度を改めさせる。掛かった費用は、七支が平等に負担する [9b].

[原文] 一，考妣忌日二支口年作者，遞具饒在本祠堂（中略），若某支遅欠，亦即隋宜行礼，俟飲食事畢，責罰欠者 芙留三十口，遞在祠堂行謝礼，三十拝，雖後就拝忌，亦不恕，若頑強者，許以事經官懲治，其損費錢，七支均給同受 [9b].

- (8) 忌日には、婚入してきた者、女婿ら内外の子孫たち七支の者がそろつて祠堂に行き、支ごとにひとりが分担して陪祭し、酒や茶を注ぐ。礼が終わったら供物はまず親しい者にふるまってから、次に子孫や佃人、勞務を提供した者に状況に応じて与え、ともに飲食する。拝礼して（飲食せずに？）帰った者がいた場合は、七支の供え物を分けるのを許さない。供え物は親しい者並びに内外の女婿や婚入した者に分に依つてふるまわれ、なお余ったら七支に均分する [9b-10a].

[原文] 一，忌日，子婚，女婿，内外衆孫，七支齋就祠堂，每支壹人，分割陪祭，斟酒点茶，行禮畢，其具饒先待初親誼，次及子孫，佃人，役作，隋宜多少，共会飲食，若某人拝忌而回，七支之子孫男女者，不有許分，惟親誼並内外孫婚，孫婿，待分，存餘均分，七支均認取 [9b-10a].

- (9) 忌臘各節に子孫らはみなで祠堂に赴き、ともに会して飲食し睦み合うように務めよ。年長で目上の者は、年下で目下の者を輕侮してはならず、目下で年下の者は目上で年長の者を侮つてはならない。酒に酔つて妄言を吐き、礼を失すること甚だしく、やむを得ない場合は、官に頼つて懲らしめる。掛かった費用は、七支が平等に負担する [10a].

[原文] 一，忌臘各節，子孫並就祠堂，共会飲食，務在爾睦，尊長不得輕蔑卑幼口，卑

表 2 范嘉安嘱書による忌田の分割

	面積	地片数
甲一分	2 畝 1 高 12 尺 2 寸	10
甲二分	2 畝 0 高 10 尺 5 寸	12
甲三分	2 畝 2 高 3 尺 3 寸	12
甲四分	2 畝 0 高 3 尺 7 寸	10
甲五分	0 畝 2 高 9 尺 5 寸 5 分	16
甲六分	2 畝 1 高 1 尺 1 寸	13
甲七分	2 畝 0 高 12 尺 3 寸	20
小計	12 畝 9 高 7 尺 5 寸 5 分	93
乙一分	2 畝 1 高 8 尺 6 寸 5 分	10
乙二分	2 畝 3 高 0 尺 9 寸	10
乙三分	2 畝 1 高 4 尺 6 寸	11
乙四分	2 畝 0 高 4 尺 6 寸	14
乙五分	2 畝 1 高 14 尺 8 寸	14
乙六分	2 畝 0 高 7 尺 7 寸	14
乙七分	2 畝 1 高 4 尺 3 寸	14
小計	15 畝 0 高 0 尺 5 寸 5 分	87
総計	27 畝 9 高 3 尺 12 寸	180

注 1) 筆者の計算による。

注 2) 同嘱書の記述によれば忌田の総面積は 30 畝 3 尺であるが、
筆者が各分の面積を合計すると、この面積になった。

出所：『東鄂社范嘉安嘱書』より作成。

幼不得陵慢尊長，假醉妄言，甚於失礼，若不得已，許以事經官懲警，其損費錢，七支均給同受 [10a]。

忌田は、前述のように甲分 15 マウ 2 トゥオック 6 トンと乙分 15 マウ 4 トンに分けられ、さらに甲乙それぞれを甲一分から七分、乙一分から七分に分ける。7 人の子が甲乙一分ずつを一年間耕作して、その収入を祖先祭祀の費用に充てるのであろう。「嘱書」に記された甲乙各分の面積と地片数を表 2 に示した。「嘱書」には地片ひとつひとつの面積や場所も記されているのだが、脱漏や明らかな書き誤りも散見され（「嘱書」の総計では地片数は 178 ヲ所となっているのだが、甲乙各分の地片数を数えてみると 180 ヲ所である）、各分の面積と小計、総面積の和は合わず、正確な面積は「嘱書」の記述ではわからない。しかし、各分の面積や地片数の均等を図ろうとする意志を感じ取ることができる。子はこれらの耕地の所有権を得るのではなく、任された「分」の耕作権を得て輪番で耕作する。その際、2 人の女子とその配偶者、子孫も支（*chi*）を形成し、女子の生家の祖先の祭祀に責任を負うのである。前述のとおり、支は通常、父系親族集団であるゾンホ（*dòng họ*）内の分節を指し、起点となる子孫は男性であるのが儒教原理からいって正しい。しかし、ここでは婚出した女子も支の起点となり、異姓で

外族となる夫、夫婦の間に生まれた夫方の姓を名乗る子や孫も支の構成員に含まれる。

また、忌田の収穫からの収入によって祭祀される祖先は、甲分に4人の母方親族が入っている（父方親族は3人）。前述の范惟聰・阮氏柔の子に対する祖先祭祀義務の分配と似たような傾向にあり、かつ前述の「慣習調査」の「母方親族の祭祀のために忌田が設定される」という答申とも符合する。

ここでは、男子女子間の均分は相続面積の平等ではなく、耕作権に関する平等という形で追求されている。またこのように、子孫に所有権でなく耕作権を与えることで、相続による土地の細分化を防ぐことが期待されていたのではないか。

范嘉安は、自らの死後の祭祀と、亡き妻や内外の祖先の祭祀を、女性とその配偶者で異なるゾンホに属する夫、さらに夫のゾンホに属する子孫にも永久に義務付けようとした。ここには、范嘉安を中心として男系・女系ともに血統をたどる系譜意識をみることができ、この遺志が実現された場合、范嘉安を起点とする祭祀集団が形成される可能性がある。男性のみを通じて地位や財産が継承される儒教的な規範 [Bélanger and Barbieri 2009: 11] からの逸脱がみられる（この場合、母であり妻である女性を通じて継承されるのは耕作権であり、それと引き換えに祖先祭祀が義務付けられる）。

史料上の制約から、范嘉安の子孫がこの遺志を守って遺囑どおりに祭祀をおこなったかは確認できない。しかし、男系・女系の血統をたどって子孫が祖先祭祀を継続しようとする事例を別の史料にみることができる。

事例3：『東鄂社范族交書』

婚出した女子と異姓である夫、子孫が亡父の祭祀に参加し続ける事例である。相続人としての女子の重要性と、妻または母として、亡父にとっては異姓で外族にあたる夫のゾンホに父の財産を渡す役割を果たしていることが見て取れる。

『東鄂社范族交書』²²⁾ は嘉隆十一年二月二十四日（1812年）と、嗣徳二十八年十二月二十一日（1875年）に書かれた財産分割文書からなる。ここでは嘉隆十一年交書を検討する。

最初のページが破損していて内容を完全に把握することができない。財産を贈与する側の人物名も判読できないが、「前尚宝寺卿」という官職名から、贈与者は范嘉宇である。范嘉宇は、事例2で検討した范嘉安の高祖（GGGF）范丕宗（1638-1713）の甥にあたる。范嘉宇の父、榜眼公光宅（後に公宅、1653-1716）は范丕宗の弟である。²³⁾

興味深いことに、交書が立てられた時、范嘉宇は既に死亡して55年が経過していた（1690

22) 漢文チュノム院所蔵 (A.1772)。

23) 『東鄂范族譜』 [32b, 33b, 34b]。

年生, 1757 年没).²⁴⁾ 破損した部分を何とか解釈すると, 范嘉宇の遺産のうち少なくとも 5 マウ 4 サオ 4 トゥオック 7 トンは子孫に均分されたらしく, それらを除き, 子孫が協定して交書を立てたことがわかる. その理由は, 「(范嘉宇の) 願望が詳しくはわからなくなったので, 再び斟酌して協定した (自願未詳悉仍再參酌叶定)」[1a]. そして以下のようにいう.

面積を計算して申告した後, 4 サオ 1? (二字判読不明) によって長支が香灯 (線香やろうそくの意) を供え, 10 マウは忌田として残す. 男支の各支において, 既に成長してものごとくに堪えることができる者は, 忌田を輪番で監守し, 公租を収めた (残りの) モミを取り, 祭礼に供えて, 宗族は睦み合え. ことさらに違反して非道理に争いを起こしたり, モミを無駄遣いして忌臘の祭礼を欠いたり, 田産を質入れした場合は, 私の気を受けている人々が皆, 事をもってお上に報告することを得るのである. 官は不孝の罪とする. 国に常法がある. ゆえに交書を立て, 男女十一支に一本ずつ渡して証拠とする [『東鄂社范族交書』1a-2a. 以下, 本節の引用史料は同じ].

[原文] 如計開後, 量留四高壹口口, 支長以香灯, 存十畝留爲忌田, 其男支各支某, 已長成堪事者, 與忌田輪次監守, 供納公租收粟子, 以供祭礼, 睦宗族, 敢有違悖非理, 口争, 及消粟子口忌臘, 與口將其田雇賣, 凡我因氣人々皆得以事聞. 官寔干不孝之罪, 國有常法. 故立交書, 男女十一支, 各執一本, 爲照用者 [1a-2a].

具体的な財産分割は, まず祠堂について述べ, 男支各支が輪番すると定められた 10 マウの忌田の場所と面積, その収穫でおこなうべき祭祀活動 (香灯を供えたり, 墓の清掃をしたり, 外族祭祀のために他村に行くこと) がある場合はそのことが注記される.

続いて 5 マウ 4 サオ 4 トゥオック 7 トンを, 男女 11 支に均分することが規定される. 前長女支分, 前長男支分, 前第二男支分, 前第三男支分, 前第四男支分, 前第五男支分, 前第六男支分, 前第二女支分, 前第七男支分, 前第三女支分, 前第八男支分の順で記載されている. 面積は, 前長女支分が 5 サオ 7 トンで最も大きく, 前五男支分の 4 サオ 12 トゥオック 5 トンが最も小さいが, 交書がいうとおり范嘉宇の 11 人の子に均分されたと考えてよい (図 2). ところが, この交書の末尾にある名前が記されている子孫 (前長男嫡孫范光旺 (嘉瑤) が代表して記したとある),²⁵⁾ つまり受益者の側からすると, 均分とは程遠いことに気づく.

まず, 范嘉宇の 11 人の子のうち, 1812 年の時点で生存が確認できるのは, 同年に満 62 歳 (1750 年生) で死亡した「前第七男」嘉寵のみであり, 交書に唯一名前がある. 長女氏

24) 『東鄂范族譜』[42ab], 『范氏族譜』[36ab].

25) 1875 年交書と筆跡は同じに見えるので, 実際にはこの時点で再筆写されたものであろう.

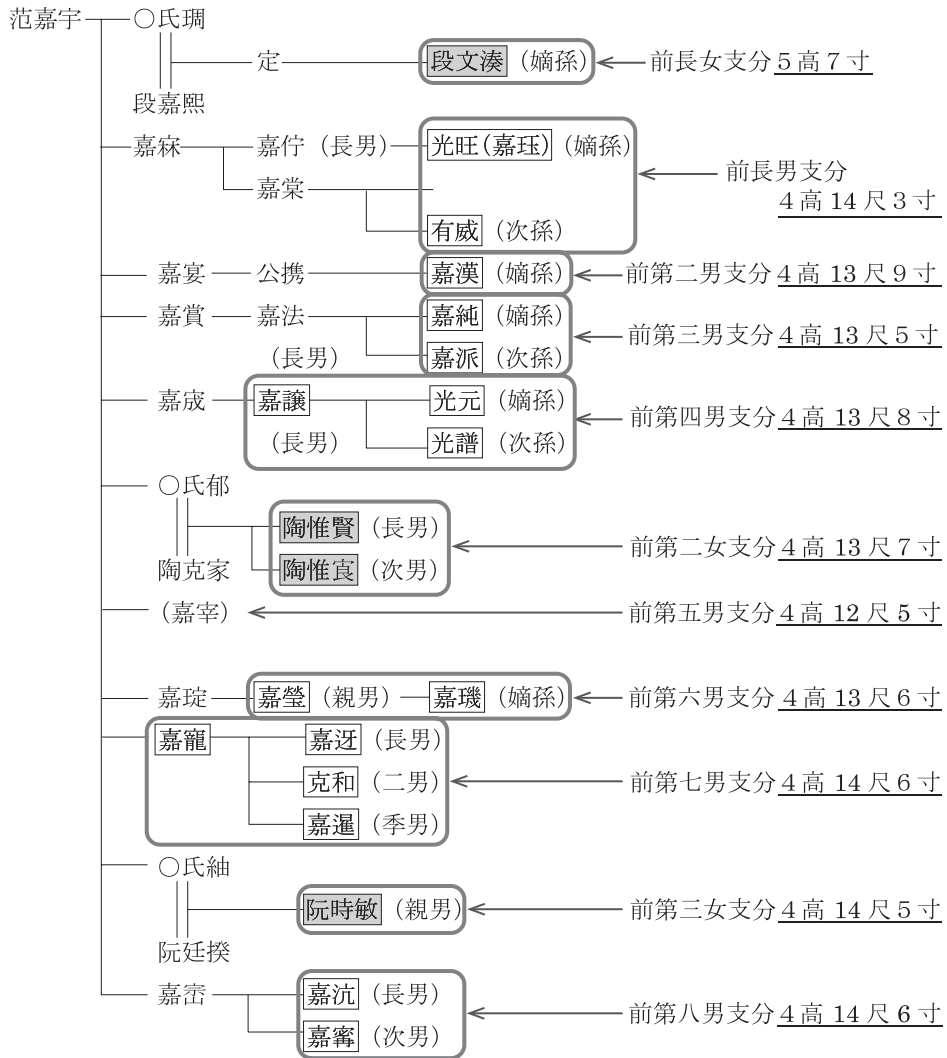


図 2 范嘉宇の子孫への忌田分割

注 1) 円内の□で囲まれた人物が交書末尾に名前がある。○は范嘉宇の娘。■は娘の子孫。

注 2) その他の人名や系譜関係は族譜により適宜補った。

注 3) 前第五男支分は交書末尾は空欄である。

出所：『東鄂社范族交書』より作成。

瑤 (1716-1777), 「前長男」(実際は次男。長男は族譜に「不知不落」とある)²⁶⁾ 嘉祿 (1729-1764), 「前第二男」范嘉宴 (1730-1777), 「前第三男」嘉賞 (1735-1787), 「前第四男」范

26) 長男は二行子で諱は律, 字は廷寓。「不知不落」とある [『東鄂范氏族譜』42b]。

嘉成（歳？）（1737-1800?）、「前第五男」范嘉宰（1740-1781）、「前第三女」范氏紬（1756-1797?，1798?）、「前第八男」范嘉密（1741-1811）は既に死亡していた。「前第六男」嘉琬は没年がはっきりしないが、1740 年生まれなので生きていても満 72 歳であり、交書には親男と嫡孫の名がある。「前第二女」范氏郁は族譜に没年の記載が無く、他村に嫁いだので確認できないが、1747 年生まれであるから満 65 歳であり、交書には長男と次男の名がある。²⁷⁾

一方、これらの忌田を相続したのはすべて男子であるが、その人数は各支分で異なる。「前第七男支」には 4 人、「前第四男支」は 3 人の名が交書にあり、「前長男」、「前第三男」、「前第二女」、「前第六男」の支分にはそれぞれ 2 人、「前長女支」、「前第二男支」、「前第三女支」は 1 人の名が交書に記されている。各支分の面積は、あくまで范嘉宇の 11 人の子の間に面積が均等なのだから、受益者ひとりひとりの面積には不均等が生じる。

たとえば、「前長女支分」を 1 人で相続した段文湊の相続面積は 1816.8 m² であるのに対し、「前第七男支分」は范嘉宇の子嘉寵とその息子である范嘉迓、范克和、范嘉暹の 4 人で分割するのだから、均等に分けたとすると 1 人あたりの面積は 447 m² ほどにすぎない。

また最小面積の「前第五男支分」は、交書末尾が空欄になっていて、氏名が書かれていない。族譜によればこれに相当するのは范嘉宰であり、その息子の 1 人は西山朝下で官職に就き、もう 1 人は早没、孫はやはり早没したり、行方不明か 10 歳未満と幼く、分割の対象にならなかったのだろう。²⁸⁾ しかし、その分を他の支分に回すことはおこなわれていない。また、3 人の娘の子孫は順に段姓、陶姓、阮姓といずれも外族である。

このように現存する子孫の利益を無視して、祖先祭祀の継続を図るために忌田の分割をおこない、婚出した娘の異姓の子孫にも、祭祀を義務付けるのと引き換えに財産分割がおこなわれる。平等は、既にほとんど死亡し、また老齢で相続を受ける対象とはならない者たちの間でのみ実現されている。范嘉宇を中心として男子・女子と双方の子孫に血縁をたどっていかうとする意識と、実際の活動をおこなう集団の存在がうかがえる。

しかし、3 人の娘が生んだ范嘉宇にとって異なるゾンホに属する孫のうち、1812 年に土地を分割されたのはいずれも男子のみ計 3 人であり、完全に双方または双系をたどることにはならない。これら 3 人の孫は、母から相続した忌田をどのように子孫に継承させたのだろうか。現在のところ、「前第三女」氏紬の息子阮時敏についてのみ、族譜によってその一端をうかがい知ることができるだけである。すなわち、『阮族世譜寔録』中の阮時敏の嘱書（明命十四〔1833〕年四月二十五日付）で、阮時敏は田産を衆子に均分する他に、香火田と祈所田（祭祀のための建物

27) 范嘉宇の子の生没年は、『范氏族譜』[52b-53a]、『東鄂范氏族譜』[52b-54a]、『范氏世譜』[79b] による。三女の氏紬の没年のみ『東鄂阮族世譜』[23a]。

28) 嘉宰の長男嘉吉は西山朝の刑部司務。その弟は早没。嘉宰には他に女子が 1 人いる。嘉吉の子たちは早没したり、タインホアへ他出した『范氏世譜』75b]。

に付属する田であると思われる）及び祈田を設定し、自身と嫡室、継室の祭祀を義務付けている。いずれも村外にあり、香火田は長男に監守させ、祈田、祈所田は男子 10 支に輪番で監守させると定めている [『阮族世譜寔録』 85a-91b]。母を通じて時敏が相続した忌田がどの子孫に引き継がれたか、阮時敏の子孫が果たして范嘉宇の祭祀を続けたのかどうかはわからない。

3. 祭祀財産相続にみる系譜意識

以上、18 世紀末から 19 世紀末までの財産分割文書に依拠しながら、ベトナム北部の伝統的な女性の財産権がどのようなものであるかを、特に祭祀財産に関して検討し、併せて女性、特に女子の祖先祭祀上の役割がどのようなものであるかを考察してきた。

女子がイエの跡取りとなり、祖先祭祀に責任をもつことが想定されていない中国 [川村 1988: 4-7, 17; 高橋 2006: 296-299] と異なり、ベトナム北部では祭祀財産である香火が、男子による継承が不可能な場合に女子が継承することが『国朝刑律』に規定されていた。19 世紀に清律を模倣した『皇越律例』はこれを否定したが、民間の慣習は女子が香火を継承することを認め [宮沢 1996]、1920 年代までには、非祭祀相続人が設定した香火であれば、女子が男子よりも優先的に継承することができるようになっていた。

さらに、別種の祭祀財産である忌田については、しばしば女子に男子と同等の相続権や用益権が与えられた。忌田と名づけられない場合でも、女子が祖先祭祀の責任を負うことと引き換えに財産が分割された。女子が婚出した場合でも財産は分割され、異姓の夫や子孫も祖先祭祀に参加した。このように、忌田の設定者は内族・外族の別なく、自己の祖先祭祀を義務付けようとした。その際、婚出した女子を起点に「支」が形成され、男子の「支」と同様に祖先祭祀義務を負った。嘱書や族譜には祖先祭祀に関する規定が定められ、男子の子孫から成る男支、女子の子孫から成る女支も同等にこれを遵守することが求められた。財産を贈与する祖先は、男支・女支がともに睦みあい協力しながら、自己や妻、その他の祖先の祭祀を継続することを強く願った。また、忌田などの祭祀財産は香火と異なり、女子を通じて異姓である外族へと継承されることもあった。しかし、今回検討した事例では、このような場合は、母から男子のみに継承され、母の息子の娘から、さらに異姓の外族に継承されることはなかった。

このような祖先の男支、女支による祖先祭祀継続の願望に子孫も応えようとした。祖先の死後半世紀経過して遺志がわからなくなっても、祠堂が壊れると、遺志を再確認して祭祀財産の分割をやり直し、祠堂の重修に拠出をおこなう場合があった。その際に、男支・女支の子孫が参加した。

このような意識は、祖先を中心に男子・女子の子孫の別なく、双方に系譜関係をたどらせようとするもので、子孫中心ではなく祖先中心であり、人類学でいうストック (stock) または双系ストック (cognatic stock) に相当する。末成によれば、自己を中心とするキンドレッドに比べ

て、祖先が中心であるために、範囲の限界がよりいっそう明確で集団化しやすい。また、ストックによって形成される集団は、同じレベルの他のストック集団に対し、重複を許さない排他的な集団とはなりえない。系統をたどるのに男女の区別をつけないから、1 人の個人は、男系・女系を適宜たどることにより、多数の祖先のストック集団に属する。他方、権利と結びついた祖先の数が少ないと、どの集団にも属さない者が出てくる可能性がある [末成 1975: 51-52]。

ベトナム北部の事例においても、前述の女支は必ずしも排他的な双系的親族集団を形成するわけではない。子孫は、父系親族集団ゾンホにも所属し、父方の祖先も祀る。また、范嘉宇と阮時敏の相続事例をみてもわかるように、母を通じて忌田を相続するのは男子に限られ、双系的に集団は拡大していかないようだ。²⁹⁾

それでは、排他的集団である父系親族集団であるゾンホとの関係はどのように考えたらよいのであろうか。キージンはアフリカのタレンシ族の事例を挙げて、単系的な団体が形成されている社会であっても、頂点にあたる特定祖先からの双系出自が、団体における二次的重要性を与えるのに用いられることもあるとしている [Keesing 1975: 20]。キージンは、この「二次的権利」を、父系出自をたどる一次的権利をもつ成員が特定の祖先に対して供犠をおこなう場合に、供物を受け取る権利とする。父系出自集団の成員と、双系出自をたどる成員（他の集団に婚出した女性の子孫）との間に、権利に関しての差異をみているが [Keesing 1975: 21]、今回検討したベトナム北部の事例に関しては、両者の間に差異を作らないことが目指されていた（ただし、実際には世代を経過すると、男子による継承に限られる）ことがわかる。

このように祖先中心のストック集団は、子孫の側からみると、個人が複数のストックに属することが可能である。ストック集団の数は、祖先との世代が離れるほど多くなる。祖父母世代であれば 4 つの、曾祖父母世代であれば 8 つの、高祖父母の世代であれば 16 のストック集団に属する可能性がある。しかし、実際にはすべての祖先のストック集団に属するということは起こりえないであろう。フィリピンのサガダ・イゴロットの例をみても、実際には 6 つの主要なストック集団があるのみだという [Eggan 1960: 29-30]。サガダ・イゴロットのストック集団の世代深度は 6~8 代だというのが、先にみた北部ベトナムの事例では高祖すなわち、ego となる子孫を含めて 5 代³⁰⁾である。また、繰り返しになるが范嘉宇の事例でみると、孫の世代以降は男子のみが祭祀財産を継承するので、男系・女系を問わないストック集団は形成されにくい。

以上、財産分割の事例を基に、ベトナム北部の女性の地位を財産権と祖先祭祀上の地位を検討することにより考察してきたが、ベトナムの家族・親族研究において残された課題は多い。

29) 筆者は別稿 [Miyazawa 2016: 65, 75] において、遺産分割にみられる親族観念を「双系に類似の (bilateral-like)」とのみ記したが、ここでストックと訂正する。

30) すなわち、ego—父—祖父—曾祖父—高祖である。

最大の問題点は、前近代のベトナムの家族・親族制度の歴史的な変化がわからないということである（陳朝期については桃木の大著がある〔桃木 2011〕）。

また、人類学において、家族・親族研究の際に考察の対象になってきた居住の問題が明らかになっていない。検討した事例では、財産を分割した側の祖先（父親）と、分割された側の子孫（娘と異姓の夫、子）は同居（娘の夫からみれば妻型居住）なのか否かはわからない。娘に対する財産分割の場合、今回検討した生前贈与や遺贈と、婚姻の際の持参財の両方の場合があるわけだが、婚出した娘らの持参財はどうなっていたのか？持参財を婚姻の際に受け取り、さらに生前贈与や遺産も受け取ったのか？これらについては史料的な制約もあり、未検討のままである。

さらに、母方の親族（または妻方の親族）を祀る外族祭祀の場合、外族の祖先はその生家で祀られるのか否か、祀られる場合にその当該祖先の内族と外族の祭祀はどのような関係になるのかも検討する余裕がなかった。

家族・親族制度の歴史的な変化についていえば、朝鮮王朝時代の慣習が参考になる。朝鮮王朝の場合、朱子学が定着する前に定められた『経国大典』では、ベトナムと同じように男女均分相続の規定があり、男女の子孫が輪番で祖先祭祀をおこなっていたが、朱子学が支配的になった 17 世紀後半以降は女子の相続分が減らされて、輪番祭祀からも排除された。18 世紀後半には、女子が完全に相続から排除されることはないものの、祭祀財産に関しては長男単独奉祀となるという〔豊島 2015: 123-124〕。ベトナムの場合、果たしてこのような傾向があったのか否かに関して、未だ仮説が立てられるほど研究の蓄積が無いのである。しかし、筆者は、相続制度、祭祀財産、女性の祖先祭祀上の義務について、ベトナムは地理的に近い中国よりも、むしろ朝鮮半島と類似の慣習や経験をもっているのではないかと推察する。

特に事例 1 や事例 2 にみられる外族祭祀は、朝鮮の場合は八高祖図や十六高祖図をもち〔宮嶋 1995: 171-175〕、外族祭祀（外孫奉祀、さらに外々孫奉祀）が数代にわたって継続しておこなわれていた〔金美栄 2015: 191-193〕という。桃木〔2011: 315-317〕が指摘する東アジアの家父長制の比較研究をおこなっていきたい。さらに、東南アジアへも視野を広げたい。

謝 辞

別稿〔Miyazawa 2016〕の編者である加藤敦典先生と共著者のみなさん、史料や文献を提供くださった漢文チュノム院の Nguyễn Thị Oanh 先生、Nguyễn Thị Hằng 先生、末成道男先生、嶋尾稔先生、松尾信之先生、岡田雅志先生、上田新也先生、東南アジア学会中部例会（2013 年 7 月）、百越の会（2015 年 8 月）において、コメントをくださった田村克巳先生、吉原和男先生、小林寧子先生、大橋厚子先生、出席者のみなさんに感謝いたします。また事例研究で引用した漢文史料の一部は別稿〔Miyazawa 2016〕と重複しますが、英訳にあたっては嶋尾稔先生に原文と英訳文をチェックしていただきました。感謝いたします。漢文史料の読み違いや誤解などを御教示くださったお 2 人の査読者の先生にもお礼申し上げます。

引用文献

日本語

- 川村 康. 1988. 「宋代における養子法（上）」『早稲田法学』64(1): 1-55.
- 金 美栄. 2015. 「女性にとって家族とは何だったのかー常識とは異なる朝鮮時代の婚姻と祭祀規則」奎章閣韓国学研究院編著, 小幡倫裕訳『朝鮮時代の女性の歴史一家父長制的規範と女性の一生』明石書店, 181-200.
- 末成道男. 1975. 「親族」吉田禎吾編『文化人類学読本』東洋経済新報社, 35-80.
- . 1995. 「ベトナムの家譜」『東洋文化』127: 1-42.
- . 1998. 『ベトナムの祖先祭祀ー潮曲の社会生活』風響社.
- . 1999. 「ベトナムの父系集団ーハノイ近郊の事例より」『東洋文化』78: 39-72.
- 瀬川昌久. 2004. 『中国社会の人類学ー親族・家族からの展望』世界思想社.
- 高橋康之. 1986. 「祭祀財産」『日本大百科全書』第九巻, 835.
- 高橋芳郎. 2006. 『訳注「名公書判清明集」戸婚門』創文社.
- 豊島悠果. 2015. 「高麗・朝鮮時代の婚姻と相統一朝鮮後期の変化を中心に」早川紀代・秋山洋子・伊集院葉子・井上和枝・金子幸子・宋連玉編『歴史をひらくー女性史・ジェンダーから見る東アジア世界』御茶の水書房, 115-128.
- 福井勇二郎. 1946. 「婚姻に関する安南人の慣行」『法学協会雑誌』64(9・10): 567-590.
- 宮沢千尋. 1996. 「ベトナム北部における女性の財産上の地位ー19世紀から1920年代末まで」『民族学研究』60(4): 330-341.
- 宮嶋博史. 1995. 『両班』中公新書. 中央公論社.
- 桃木至朗. 2011. 『中世大越国家の成立と変容』大阪大学出版会.
- 八尾隆生. 2010. 「社会規範としてのベトナム『国朝刑律』の可能性ー書誌学的考察より」山本英史編『近世の海域世界と地方統治』東アジア海域叢書. 汲古書院, 203-229.
- . 2013. 「前近代ヴェトナム法試論ー『国朝刑律』再論」『歴史評論』759: 46-59.

英語・フランス語・ベトナム語

- Bélangier, Danièle and Magali Barbieri. 2009. Introduction: State, Families, and the Making of Transitions in Vietnam. In Magali Barbieri and Danièle Bélangier ed., *Reconfiguring Families in Contemporary Vietnam*. Stanford, California: Stanford University Press, pp. 1-46.
- Eggan, Fred. 1960. The Sagada Igorots of Northern Luzon. In G. P. Murdock ed., *Social Structure in Southeast Asia*. New York: Viking Fund, pp. 24-50.
- Deloustal, Raymond. 1911. La Justice dans L'Ancien Annam, *Bulletin de École Française d'Extrême-Orient* 11: 25-56.
- Durand, Maurice et Huard, Pierre. 1954. *Connaissance du Viêt-Nam*. Hanoi: EFEO.
- Keesing, Roger M. 1975. *Kin Groups and Social Structure*. New York, Chicago, San Francisco, Atlanta, Dallas, Montreal, Toronto, London, Sydney: Holt, Rinehart and Winston.
- McAleavy, Henry. 1958. Varieties of hương-hòa: A Problem of Vietnamese Law, *Bulletin of the School of Oriental and African Studies* 21(3): 608-619.
- Miyazawa, Chihiro. 2016. Re-thinking Vietnamese Women's Property Rights and the Role of Ancestor Worship in Pre-Modern Society: Beyond the Dichotomies of Equality versus Non-equality and Bilateral and Non-bilateral. In Atsufumi Kato ed., *Weaving Women's Spheres in Vietnam: The Agency of Women in Family, Religion and Community*. Leiden and Boston: Brill, pp. 57-80.

- Nguyễn-Sĩ-Giác và Vũ-Văn-Mẫu. 1959. *Hồng-Đức Thiện Chính Thư*. Nam. Saigon: Nam-Hà Ấn-Quần.
- Nguyễn Ngọc Huy and Tạ Văn Tài. 1987. *The Lê Code-Law in Traditional Vietnam: A Comparative Sino-Vietnamese Legal Study with Historical-Juridical Analysis and Annotations*. Athens, OH: Ohio University Press.
- Protectorat du Tonkin. 1930. *Recueil des Avis du Comité consultatif de Jurisprudence Annamite sur les coutumes des Annamites du Tonkin en matière de famille, de succession et de bies culturels*. Hanoi: Imprimerie Trung-Bac Tân-Van.
- Tran, Nhung Tuyet. 2006. Beyond the Myth of Equality: Daughters' Inheritance Rights in the Lê Code. In Nhung Tuyet Tran and Anthony J. S. Reid ed., *Viet Nam: Borderless Histories*. Madison: University of Wisconsin Press, pp. 121-144.
- _____. 2008. Gender, Property, and the 'Autonomy Thesis' in Southeast Asia, *The Journal of Asian Studies* 67(1): 43-72.
- Viện Nghiên Cứu Hán Nôm và Trường Viễn Đông Bác Cổ Pháp. 1993. *Di Sản Hán Nôm Việt Nam Thư Mục Đề Yếu*. Tập 2. Hà Nội: Nhà Xuất Bản Khoa Học Xã Hội.
- Viện Ngôn Ngữ Học. 1994. *Từ Điển Tiếng Việt*. Hà Nội: Nhà Xuất Bản Khoa Học Xã Hội-Trung Tâm Từ Điển Học.

漢文チュノム院（ハノイ）所蔵史料

『東鄂社范族交書（*Đông Ngạc Xã Phạm Tộc Giao Thư*）』（A. 1772）

『東鄂社范嘉安囑書（*Đông Ngạc Xã Phạm Gia An Chúc Thư*）』（A. 1739）

東洋文庫所蔵史料

『范氏世譜』（A.1197）

CD-ROM 所収史料

Đại Học Quốc Gia Hà Nội Trung Tâm Nghiên Cứu Việt Nam và Giao Lưu Văn Hóa, Chương Trình Nghiên Cứu Gia Phả Việt Nam. 2003. *Gia Phả Các Dòng Họ ở Đông Ngạc. Từ Liêm-Hà Nội*.

『東鄂阮族世譜（*Đông Ngạc Nguyễn Tộc Thế Phả*）』

『東鄂范氏族譜（*Đông Ngạc Phạm Thị Tộc Phả*）』

『東鄂范族譜（*Đông Ngạc Phạm Tộc Phả*）』

『阮族世譜寔録（*Nguyễn Tộc Thế Phả Thực Lục*）』

『范氏家譜（*Phạm Thị Gia Phả*）』

『范氏世譜（*Phạm Thị Thế Phả*）』

『范氏族譜（*Phạm Thị Tộc Phả*）』